

あかしあ台自治会規約（平成30年4月22日改正）

前 文

1987年3月、田園文化都市「三田」の地に新しい街「ウッディタウン」が誕生しました。

私たち、ウッディタウンのあかしあ台住民は、この街の優れた自然と環境とを受け継いで、これからの社会情勢の変化にも賢明に対処しながら、常に緑と太陽に満ち、平和と静けさにつつまれ、文化の香りただよう、美しい街づくりをめざしたいと念願し、ここにあかしあ台自治会規約を定めます。

- ・ 私たちの街「ウッディタウン」を、愛し、大切にしましょう。
- ・ 田園文化都市の精神と理想をふまえて、自治のもとに力を合わせ、これからの街づくりに努力しましょう。
- ・ 新築や増築に際しては、周囲の環境を考え、調和のとれた美しい街になるよう努めましょう。
- ・ この街の公園や並木、道路等公共のものを大切にし、清潔にしましょう。
- ・ 隣人と喜びを分かちあい、隣人の痛みや、苦しみもわかりあえるようにしましょう。
- ・ 隣人や街の人びと・伝統ある三田との出会いを大切にし、田園文化都市にふさわしい内容豊かな文化活動を行いましょ。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会はあかしあ台自治会と言う。

(場 所)

第2条 この会の事務所は、あかしあ台コミュニティハウスに置く。

(構 成)

第3条 この会は、三田市あかしあ台小学校区の居住者と当地に事業所を持つ法人で構成する。

(目 的)

第4条 この会は、会員の自主的な活動によって、あかしあ台小学校区住民の親睦および健康的で明るい生活環境の維持改善を図ることを目的とする。

第5条 この会は政治的、宗教的活動は行わない。また、この会の役員の名で選挙の候補者の推薦をすることはできない。

第2章 事 業

(事 業)

第6条 第1章総則、第4条の目的を達成するために次の各項に掲げる事業を行う。

- ① 交通、衛生など、居住環境整備に関すること。
- ② 生活のルール作りに関すること。
- ③ 文化事業及び体育振興に関すること。
- ④ 会員相互の親睦及び地域振興に関すること。
- ⑤ 防犯及び災害防止に関すること。
- ⑥ 行政機関および各種団体との交渉、連絡に関すること。
- ⑦ 弔慰事項に関すること。
- ⑧ 広報活動に関すること。
- ⑨ 本自治会の発展及び繁栄に関すること。
- ⑩ あかしあ台自治会自主防災会に関すること。

- ⑪ その他、必要と認める事項。

第3章 組 織

(組織構成)

第7条 自治会は、この会を運営するために次の班長及び役員を置くと共に、次の会議を設置する。

- ① 班 長
班長 各班毎 1名
- ② 役 員
 - a. 会長1名 事務局長1名 会計1名
(以下三役と称する)
 - b. 副会長 8名以内
 - c. 専門部長 若干名
- ③ 監査役(業務及び会計) 2名
- ④ 会 議
 - a. 総 会
 - b. 役 員 会
 - c. 地 区 集 会
 - d. 近 隣 集 会
 - e. 専 門 部 会
 - f. 自主防災会

- 2 自治会の事業を執行するために必要に応じて専門部を置くことができる。ただし、設置に際しては、総会または役員会の承認を受けなければならない。

(総 会)

第8条 総会は自治会の最高決議機関であって、事業及び決算報告、役員を選任、事業計画及び予算案の議案を決するため、年1回会長が招集し、4月に開催する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、会員戸数の5分の1以上の要求があった場合、会長が招集する。
- 3 総会は、会員戸数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 4 議案の決議は出席者数の過半数の賛成をもって行う。ただし、可否同数である場合は議長が決する。
- 5 総会の議決権は1戸につき1票とする。
- 6 議長は総会で選任する。

(役員会)

第9条 役員会は三役および副会長で構成し、議長は会長がこれに当たる。

- 2 役員会は自治会の行う事業について立案し、総会に諮らなければならない。
- 3 役員会は、総会の決議事項を審議し、執行する。
- 4 役員会は、前項の他、総会において決議すべき事項を除き、事業遂行に必要な一切の会務、並びに各地区からの要望事項を審議し、執行できる。
- 5 役員会は、その構成総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議案の決議は過半数の賛成をもって行う。
- 6 役員会は、この規約に定めがない事項が発生した場合、これを審議し、処理することができる。ただし、総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 7 役員会において決済できる権限は、30万円以下とする。但し、緊急の場合は100万円以

下とする。

8 役員会は、この規約の施行に必要な細則を定めることができる。ただし、総会に報告しなければならない。

9 役員会は、必要に応じて助言者を招致することができる。

10 会員は、役員会を傍聴することができる。また、役員会に出席して意見を述べることができる。

(地区集会及び班集会)

第10条 地区集会は、当該地区の要望事項等を話し合う場であって、当該地区の班長で構成し、必要に応じて役員会で審議し会長が招集する。

2 班集会は当該班の全会員で構成し、必要に応じて班長が招集する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、部長と班長から選任された部員およびボランティアで構成する。

2 専門部会は、総会で決議された事業計画を審議し執行する機関であり、必要に応じ部長が招集する。また、部長は、役員会において必要に応じて報告する。

(自主防災会)

第12条 自主防災会は、災害が発生したときに、会長が召集し速やかに立ち上げる。

(班長の任務)

第13条 班長は班集会を総括するとともに、班における会業務を行う。

(役員の仕事)

第14条 会長は、この会を代表し、会業務を総轄する。

2 事務局長は、事務局を総括すると共に会業務一切を掌握し、自治会の運営を円滑に行うように努める。

3 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を行う。

4 副会長は、三役を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。又、担当する専門部の活動の支援を行い必要に応じて専門部会に参加し助言を行なう。

5 専門部長は、会長、副会長及び事務局長と共に総会及び役員会の決議事項を執行する。

(監査役の仕事)

第15条 監査役は、業務・会計全般について監査し、その結果を総会において報告しなければならない。なお、監査役は役員会に出席し、総会で決議事項が適正に執行されているかどうかを監査する。

(地区及び班の区分)

第16条 班は、原則として10戸を目処として構成する。

2 地区は、原則として10班を目処として構成する。

(役員及び専門部長・班長の選出と任期)

第17条 役員及び専門部長・班長の選出と任期は、次の各号によって行う。

① 会長、副会長及び事務局長、並びに会計及び監査役は、役員会において候補者の中から選び、総会の決議により選任する。

② 専門部長は、役員会において候補者の中から選び、総会の決議により選任する。

③ 班長は、班内で輪番制とする。

④ 役員及び専門部長・班長の任期は、4月1日から翌年3月31日とする。ただし会長の任期については連続4年を限度とする。

2 役員の任期中に辞任及びその他の理由で新たに役員を選任する必要がある場合は、総会の役員選出議決権を役員残任期間に限って役員会に委任できる。

(役員等の業務の停止)

第18条 役員、専門部長、監査役が次の各号に該当するに至ったときは、役員および監査役の3分の2の決議により、業務を停止することができる。この場合、この役員等に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

第19条 法人会員は、総会・役員会に出席し意見を述べることができる。また、役員会の要請がある場合には会議に出席しなければならない。

第4章 会 計

(自治会費)

第20条 自治会は次の各号により会費を徴収する。

①本会の会費は一戸当り年間 5,000円とする。

②法人会員については次のように定める。

上場企業 年間 50,000 円

それ以外の法人 年間 20,000 円

③会費の納入は、ゆうちょ銀行自動払込で4月末日までに、1年分を一括納入する。また、班長を通じ、1年一括半期毎に一括して行い、原則として前半期分を4月末日までに、後半期分を10月末日までに前納する。

④新しく会員になったものは、入会の月に翌月分から当該半期末月迄の会費を一括して班委員に納入、班委員は速やかに会計へ納入する。

⑤一旦納入した会費は、一切返還しない。

⑥前項の他、役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができ、臨時会費は班委員に納入、班委員は速やかに会計へ納入する。

(その他の収入)

第21条 自治会に関わる一切の収入は、役員会の承認を経て会計に納入するものとする。

(会計年度)

第22条 自治会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(会計帳簿)

第23条 会計は、金銭出納帳の記載を行い金銭出納に伴う証拠書類を管理保管し、必要に応じて備品・未払金等の資産・負債状況を管理する為の帳簿類を作成する。

2 会計は、年度末に資産・負債の状態及び当該年度の収入と支出を種類別に要約した年度会計報告書を作成し、役員会の承認を経て総会に報告しなければならない。

(会計監査)

第24条 会計監査は、自治会の会計を年1回以上行い、監査の結果は役員会及び総会に報告しなければならない。

(支 出)

第25条 会計の支出は次の各号により行うものとする。

①事業計画の実施に伴う支出。

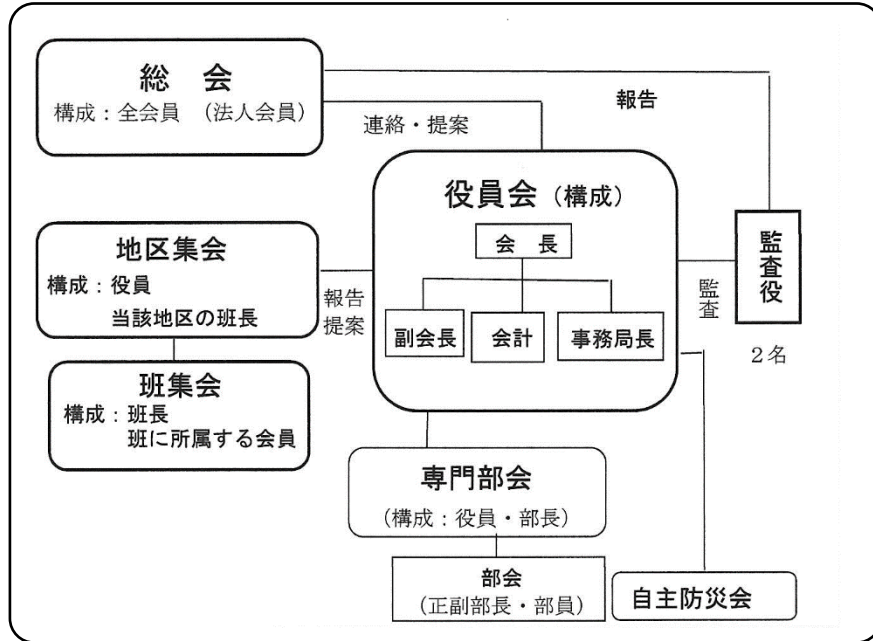
②役員会の承認により行なう特別支出。

③会計への支出請求は、所定の支払い依頼書により事務局の照査を経て行い、1回の支出が10万円を超えるものは更に会長の照査を受けなければならない。

④会計への支出請求は、原則として支払先からの請求書を添えて行う。

- ⑤現金の仮払いを要する支出は、原則として役員会の事前の承認を受けなければならない。
ただし、1回の支出が2万円を超えないものは役員会の事前の承認を省略することが出来る。

あかしあ台自治会組織図



第5章 付 則

- 第26条 この規約の改廃については、総会の議決を必要とする。
第27条 本自治会は、平成元年7月30日をもって発会する。
第28条 この規約は、平成元年7月30日より施行する。

- 規約改正
- ・平成3年4月21日 第7条
 - ・平成4年4月19日 第7条
 - ・平成7年4月16日 第3条・第7条・第12条・第16条・第17条
 - ・平成8年4月21日 第9条5・第11条9.
 - ・平成12年4月16日 第7条②d
 - ・平成13年4月15日 第7条②・第15条⑤
 - ・平成20年4月20日 第7条・第10条・第11条・第12条・
第13条・あかしあ台自治会組織図
 - ・平成22年4月18日 第11条・第12条・第15条・
あかしあ台自治会組織図
 - ・平成24年4月22日 第7条④・第10条・第11条・第12条・
第13条・第14条・第17条②
 - ・平成25年4月21日 第19条④
 - ・平成29年4月23日 第6条⑩・第7条②a. b. ③④c. d. e. ・改正前第7条f－削除・第8
条2・改正前（運営委員会）第9条－削除・改正前（近隣会合）第10条－削除・第9条7.8・

(地区集会及び班集会) 第10条・(専門部会) 第11条・改正前(プログラム会) 第13条—
削除・第13条・第14条2.4.5・(監査役の任務) 第15条・(役員及び委員の選出と任期) 第
17条①②⑤・(役員の業務の停止) 第18条・第19条・あかしあ台自治会規約組織図

以下、条番号調整

第20条・第21条・第22条・第23条・第24条・第25条・

第26条・第27条・第28条